

基本部分	注 身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	注 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算
------	----------------------------------	---	---	---------------------	-------------------------	--------------	-----------------	-------------------------	-----------------------------	----------------

イ 身体介護	(1) 20分未満 (〇〇単位)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+〇〇単位(〇〇単位を限度)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合+〇〇/100 深夜の場合+〇〇/100	特定事業所加算(I)+〇〇/100 特定事業所加算(II)+〇〇/100 特定事業所加算(III)+〇〇/100 特定事業所加算(IV)+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	1回につき+〇〇単位
	(2) 20分以上30分未満 (〇〇単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)										
	(4) 1時間以上(〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)										
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合+〇〇/100 深夜の場合+〇〇/100	特定事業所加算(I)+〇〇/100 特定事業所加算(II)+〇〇/100 特定事業所加算(III)+〇〇/100 特定事業所加算(IV)+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	1回につき+〇〇単位
(2) 45分以上 (〇〇単位)											
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 〇〇単位)											

ニ 初回加算 (1月につき +〇〇単位)

ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +〇〇単位)

ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位 × (〇〇+〇〇)/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位 × 〇〇/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき (2)の〇〇/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき (2)の〇〇/100)	

平成27年4月改定箇所

：特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。